

# 令和3年度 離職介護人材再就職準備金貸付制度〈募集要項〉

令和3年4月  
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

## 1 目的

この事業は、国と県において、茨城県内の介護人材の確保を図るため、介護福祉士など介護の知識や経験を有しながら介護職員として勤務していない人の再就職を支援するため、再就職にあたり必要な費用を貸し付けるものです。

令和3年度の離職介護人材再就職準備金の申請方法は次のとおりです。

## 2 貸付金額（無利子）

貸付限度額 40万円以内（貸付回数 1人1回限り）

※再就職にあたり実際に必要とした金額をもとに設定（4貸付対象となる経費参照）

## 3 貸付対象者

令和3年度貸付対象者は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に茨城県内の介護保険サービス事業所又は施設に新たに介護職員等として就労している以下の1から4のすべての要件を満たす人です。

- 1 直近の介護職員としての離職日から介護職員等として再就職するまでの間に、茨城県福祉人材センターに離職介護人材としての登録をし、なおかつ離職日から再就職までに1か月以上経過している方
- 2 茨城県内の介護保険サービス事業所・施設等※1に介護職員等として再就職する（した）方  
※1 障害福祉サービスの事業所は対象となりません。
- 3 次の①～③のいずれかの資格を有する方  
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員初任者研修修了者  
（介護職員基礎研修、旧ホームヘルパー養成研修1級課程・2級課程を修了した方を含む）
- 4 介護職員等として、介護保険サービス事業所・施設等※1で実務経験を1年以上※2有する方  
※1 障害福祉サービスの事業所は対象となりません。  
※2 雇用期間365日以上、介護職員業務従事期間180日以上（介護保険サービス事業所・施設に限る）

## 4 貸付対象となる経費

（介護人材として再就職するために必要とする一時的な経費で、原則として勤務開始3月前から勤務開始月までに要した経費）

- 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書購入費用
- 仕事で使用する靴、鞆、被服費、道具等の購入費用
- 就職のために転居を伴う場合における転居費用

- ・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料（家賃、管理費等恒常的な経費は認められません）
- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・通勤に要する移動用自転車等（自動車、バイク等を含む）の購入費用（買い替え、家族名義等は認められません） など

## 5 令和3年度の貸付申請受付期間

令和3年5月13日（木）～令和4年1月31日（月）

※離職介護人材再就職準備金の貸付申請期間は、再就職した日の属する月から翌々月末まで（月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）（必着）（下表参照）

〈令和3年度申請期限〉

就職月	申請期限	就職月	申請期限
令和3年1月～3月	令和3年6月30日（水）	8月	10月29日（金）
4月	6月30日（水）	9月	11月30日（火）
5月	7月30日（金）	10月	12月28日（火）
6月	8月31日（火）	11月	令和4年1月31日 （月）
7月	9月30日（木）	12月	

## 6 各種手続

- 1 申請時に、連帯保証人を1名たてていただきます。連帯保証人の印鑑登録証明書及び直近の収入を証明する書類も用意して下さい。また、申請者ご本人の住民票謄本、介護人材であることを証する書類の写し、茨城県福祉人材センターの登録証の写しが必要となります。
- 2 上記1の申請手続きにおいて、個人の連帯保証人をたてるのが困難な人\*1については、法人の連帯保証を利用できます。
  - \*1 法人保証制度を利用できるのは、親族等の状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な方です。（親族がない人、外国人など）
- 3 返還免除となるまでの期間中は、住所・勤務先・連帯保証人等を変更するときなど、その都度茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ届け出が必要です。

## 7 連帯保証人

- 1 個人の連帯保証人
  - 原則として日本国内に居住する日本国籍を有する者、永住者、特別永住者です。
  - (1) 独立の生計を営む成年（無収入の方や生活保護受給者など、保証能力のない方を連帯保証人にすることはできません。）
  - (2) 申請者が未成年の場合は法定代理人
- 2 連帯保証人となることができる法人
  - 連帯保証人となることができるのは、次の(1),(2)のいずれかに該当する法人です。
  - (1) 申請者が在学する養成施設を5年以上運営する法人
  - (2) 茨城県内で返還免除対象業務を5年以上営む法人

○法人保証では、保証能力を確認するため、法人に関する次の書類を申請書に添付して下さい。

- ① 定款
- ② 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ③ 直近2か年分の決算書（貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書）
- ④ 連帯保証することを承認した理事会等の議事録の写し
- ⑤ 法人の事業概要がわかる書類等（例：パンフレット等）

## 8 申請方法

下の【別表】の1から9の書類を揃えて、県社協へ提出してください。

【別表】申請に必要な書類等

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	離職介護人材再就職準備金貸付申請書	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消せるボールペンや修正液は使用不可</li> <li>・証明写真縦4cm×横3cmを貼付（様式集の写真についての注意事項参照）</li> </ul>
		個人保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付</li> <li>※連帯保証人1名（連帯保証人の要件は2ページ連帯保証人参照）</li> </ul>
		法人保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人欄は法人が作成</li> <li>・連帯保証人について原本証明のある次のアからオの書類を添付               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 定款</li> <li>イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）</li> <li>ウ 直近2か年の決算書（総括部分）下記に該当するもの全て                   <ul style="list-style-type: none"> <li>〔貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書、資金収支計算書、その他〕</li> </ul> </li> <li>エ 法人として連帯保証することを決定したことが確認できる書類（理事会議事録の写し等）</li> <li>オ 法人の事業概要がわかる書類（連帯保証人の要件は2ページ連帯保証人参照）</li> </ul> </li> </ul>
2	（申請者） ・住民票謄本	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの）</li> <li>※<u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u>です。</li> </ul>
3	雇用証明書	第5号様式	※就労した事業所、施設等において作成
4	介護職員業務従事期間等証明書	第6号様式	※以前就労していた事業所、施設等において証明
5	再就職準備金利用計画書	第7号様式	・再就職に要した費用等を記載
6	茨城県福祉人材センター登録証の写し	—	
7	（連帯保証人） ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	
8	資格証明書等の写し	—	

9	申請チェックリスト	—	
---	-----------	---	--

## 9 貸付決定及び貸付契約

- 1 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。（申請いただいても貸付けできない場合があります。）
- 2 貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、貸付制度説明会（原則として毎月第3火曜日の午後実施）に参加し、県社協へ提出して下さい。
- 3 申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。

## 10 貸付金の交付

貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へ一括で交付します。

## 11 貸付金の返還

- 1 返還免除となる要件を満たさない場合は、貸付金は返還となります。
- 2 返還期間は、1年以内の期間です。
- 3 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払又は一括払いの方法のいずれかとなります。
- 4 期限内に返還が終了しない場合、残金に年3.0%の延滞利子が加算されます。

## 12 返還の免除

県内の介護保険サービスを提供する事業所又は施設において介護職員等として就職し、引き続き2年間業務に従事(※)したとき、返還債務が免除されます。

(※)「引き続き2年間」とは、事業所等を退職した場合、次の職場に再就職するときに、月がつながっていることを意味します。ひと月以上空いてしまった時には「引き続き」とはみなされません。

## 13 その他

申請後、何らかの事情により貸付けが不要となった場合は、貸付契約を解除します。貸付辞退届を提出して下さい。

また、介護等の業務に従事しなくなった等の場合なども、貸付契約が解除されます。速やかに県社協へご連絡下さい。

# Q & A

Q1. 就職が内定しましたが、勤務は来月から開始します。内定の段階で申し込むことはできますか。

勤務を開始してから、申し込んで下さい。

Q2. 以前レストランに勤務していましたが、介護福祉士の資格を取得し、茨城県内の介護保険サービス事業所に勤務することになりました。申込みできますか。

今回の就職前に、介護保険サービス事業所等に介護職員等として1年以上勤務した経験がないので、貸付けの対象にはなりません。

Q3. 貸付金の使途を証明する領収書などの提出は必要ですか。

申請する際、使途を相違なく明記いただければ、領収書等は必要ありません。ただし、貸付金の使途や金額等が不明な場合は、確認させていただくことがありますので、レシート、領収書、明細書等は保管しておいてください。

Q4. 「実務経験を1年以上」とはどういうものですか。

休暇等を含めて、年間の雇用時間が実態として「通算365日以上」で実際介護等の業務に従事した期間が「180日以上」確保されている状態です。

実態として1年以上となっているか、離職した勤務先に確認して下さい。

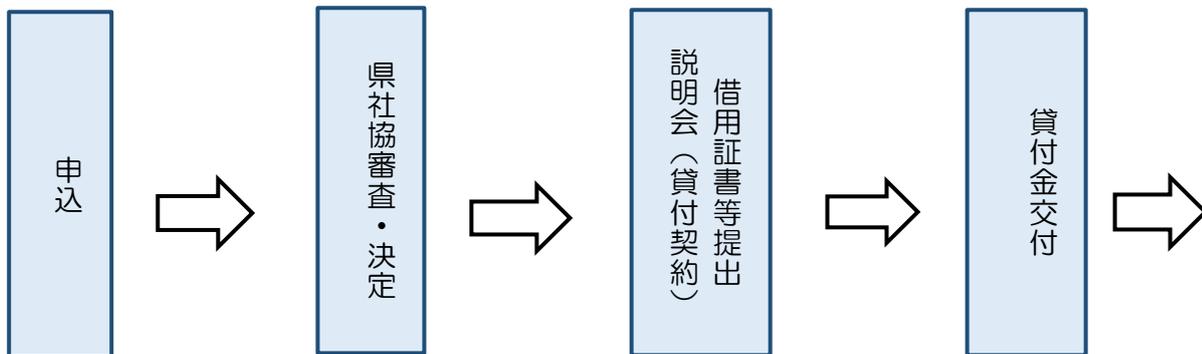
Q5. 人材派遣会社に登録して、介護保険サービス事業所に勤務することになりましたが貸付申請はできますか。申請できるとき、「雇用証明書（第5号様式）」はどう作成すればよいですか。

貸付対象になります。

「雇用証明書（第5号様式）」の施設又は事業所名は人材派遣会社ではなく、勤務先の介護保険サービス事業所に証明をもらって下さい。

なお、「第3号様式の申請書」の再就職施設も同様に人材派遣会社ではなく、勤務先の介護保険サービス事業所名を記入して下さい。

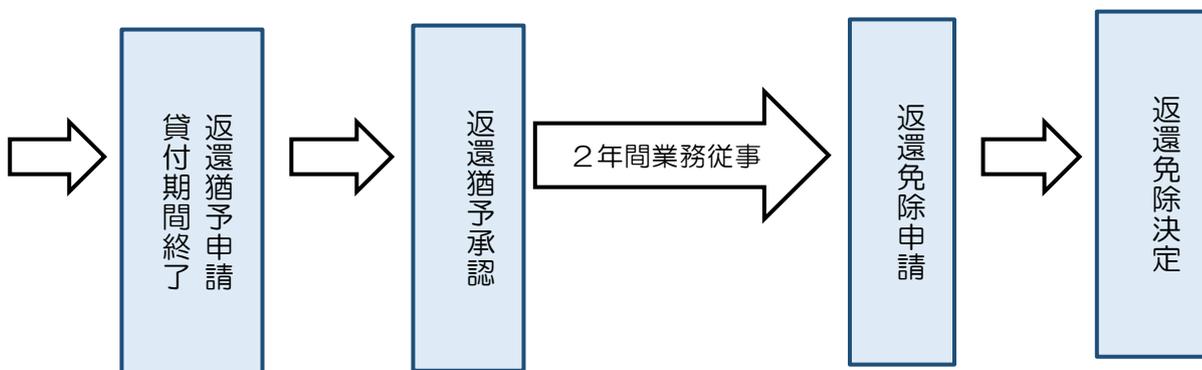
# 申込みから返還免除までの流れ



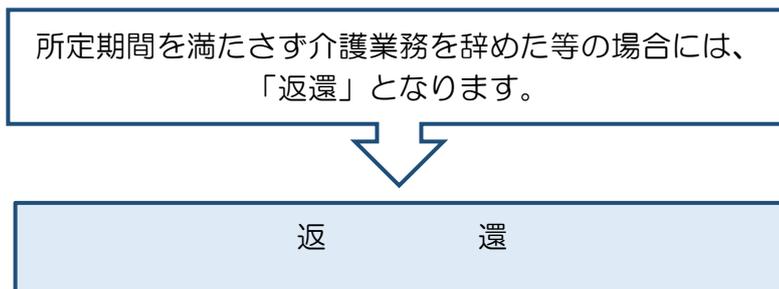
※県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間約1ヵ月程度を要します。

※説明会は原則として毎月第3火曜日に、県社協にて行います。必ずご本人が参加し、貸付契約を締結して下さい。

※原則として貸付金は、契約した次の月に一括で指定の口座に振り込みます。



※転職・転居等の変更事項が生じた場合や、返済猶予事由・返済免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。



## お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会  
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL：029-350-8366 / FAX：029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

又は

茨城県社協 離職介護人材	検索 
--------------	--